

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青梅市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	<p>個人住民税(個人市民税および個人都民税)は、地方税法第二章第一節(道府県民税)および第三章第一節(市町村民税)にもとづき、原則としてその年の1月1日に青梅市に住所を有する個人に対して行う。また、本人等から提出される「市民税・都民税申告書」および「所得税の確定申告書」、給与や公的年金等の支払者から提出される「給与支払報告書」および「公的年金等支払報告書」等の課税資料により住民税額(均等割・所得割)の賦課決定を行う。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条)            ②本人、税務署、給与または公的年金の支払者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3等)            ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)            個人住民税情報ファイルに該当する対象者情報がない場合は、納税義務者・他市町村に税務調査、扶養照会を行う。            税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、他市町村へ課税資料を回送する。            扶養是正情報を税務署へ送付する。            ④賦課決定を行い、各機関に対する所得情報の提供及び移転。            ⑤課税(非課税)証明書の発行、交付。            ⑥納税義務者に対する、納税通知書(税額決定通知書)および納付書の送付(地方税法第43条、市税条例第41条)            ⑦納税義務者からの減免申請書の受領。(地方税法第323条、青梅市市税条例第51条)            ⑧納税義務者に対する減免決定通知書の送付。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、eLTAX(エルタックス)運用・管理システム、国税連携データ受信システム、国税連携システム、確定申告支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー(プラットフォーム)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠            (1) 番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120の各項            (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令            1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条</p> <p>2 情報照会の根拠            (1) 番号法第19条第8号 別表第二の27            (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 市民税課 市民税係 198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	市民税課長 萩原 宏志	市民税課長 吉澤 武司	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、118項	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条  2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二の27 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20条	事後	
平成30年4月1日	①部署	総務部 市民税課	市民部 市民税課	事後	
平成30年4月1日	連絡先	総務部 市民税課 市民税係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	市民部 市民税課 市民税係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	市民税課長 吉澤 武司	市民税課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月6日	③法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠  (1) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条</p>	<p>1 情報提供の根拠  (1) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条</p>	事後	
令和1年6月17日	②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠  (1) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条</p> <p>2 情報照会の根拠  (1) 番号法第19条第7号 別表第二の27</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20条</p>	<p>1 情報提供の根拠  (1) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120の各項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条</p> <p>2 情報照会の根拠  (1) 番号法第19条第7号 別表第二の27</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	平成26年12月1日	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号  2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号  2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事後	